

☆☆

「翻訳ひとくちメモ」-Vol.3- 「英文契約書の助動詞 (shall, will, may など)」

☆☆

梅雨入りしましたがこちらは晴天が続いています。紫陽花(あじさい)の見頃はもう少し先でしょうか？  
因みに「紫陽花」という語は、中国・唐代の詩人白居易(772-846)の漢詩に由来するそうです。

「紫陽花」 白居易

何年植向仙壇上	何れの年に植えて仙壇上に向かう
早晚移栽到梵家	早晚移し栽(う)えて梵家(ぼんか)に到る
雖在人間人不識	人間(じんかん)に在りと雖(いえど)も人識(し)らず
与君名作紫陽花	君に名を与えて紫陽花と作(な)す

「いつ頃こんな仙人の棲むような辺境の地に植えられ、いつ頃この寺に移し植えられたのか。  
人間界に人知れず咲く美しい花。私が君を『紫陽花』と名付けよう。」

第3号では契約書で使用される助動詞に焦点をあてます。Shall, will, may などの助動詞は契約書中で使われると普通とは異なる意味を持ちます。

(1) Shall

何らかの行動を起こすべき「義務」を課す場合や「命令」を表す場合に用いられ「~しなければならない」「~するものとする」と訳されます。Shall not は shall の反対の概念で「禁止」「不作為義務」を表し「~してはならない」「~できない(しない)」と訳されます。この「禁止」「義務(命令)」を表す shall を「立法の shall」(shall of legislation)と呼びます。

(2) Will

単純未来を表すことは殆どなく、shall と同様に「契約当事者の義務」、特に「shall よりも柔らかい義務」を表す場合に用いられます。同一の契約書内で shall と will の両方が用いられる場合(例えば、A-B 間の契約で A の義務を will、B の義務を shall で表す場合)がありますが、これは契約条件の交渉において A が B よりも優位に立っていることを反映しています。このような優越的な交渉上の地位のことを superior (or dominant) bargaining position と呼びます。この場合、通常は A が契約書を作成します。

(3) May

「権利」「特定の義務の解除の許可」を表し「~することができる」「~する権利がある」と訳されます。これは have the right to や be entitled to と同義です。May not は may の否定形で「~することができない」「~する権利が無い」の意味です。従って「禁止」を表現するには may not ではやや曖昧で、普通 shall not や be prohibited to が使われます。

(4) Should

一般的には「義務」を表し技術文書等でよく見かけますが、法務文書では shall や must のように違反に制裁を伴う義務ではなく、単なる道義的責任を表すに過ぎません。また should が if を伴って「万が一」(仮定法現在)の意味で使われるケースもあり should を使用する場合には注意が必要です。

(5) Must

「要件」を表し「～することが求められる」と訳されます。これは be required to と同義です。「義務」(「～しなければならない」)を表すこともできますが、普通は shall を使います。

(6) Can

上記 may の意味で使われることが稀にありますが、これも must と同様にあまり契約書的な語ではありません。

(文例)

This Agreement shall be governed by, and construed and interpreted in accordance with the laws of Japan.

「本契約は日本国法に準拠し、それによって解釈されるものとする。」

This Agreement may be terminated by mutual agreement of the parties in writing or by either party upon ten (10) days' notice in writing to the other party.

「本契約は、書面による両当事者の相互の同意、または一方の当事者が他方の当事者に 10 日前までに書面による通知をすることにより解除することができる。」

In the event any dispute on intellectual property rights should arise with respect to the sale of the products in the territory, the Company shall not assume any responsibility for such dispute.

「販売地域において製品の販売について万が一知的財産権をめぐる紛争が生じた場合、当社は当該紛争に対し何ら責任を負わないものとする。」

参考文献:

「続・法律英語のカギー英文契約のキーワード」(長谷川俊明著)

「英文契約書作成のキーポイント」(中村秀雄著、商事法務研究会編)

「英文契約書の基礎知識」(The Japan Times 編)

☆☆

「翻訳ひとくちメモ」第 3 号 2017 年 6 月 13 日発行

発行元:

産機エンジニアリング株式会社 翻訳・通訳グループ 土中 健弘(文責)

〒804-0002 北九州市戸畑区大字中原 46-59

TEL: 093-871-5139/FAX: 093-872-5219

E-mail: [donaka@sankieng.co.jp](mailto:donaka@sankieng.co.jp)

URL: <http://www.sankieng.co.jp/>

☆☆

Copyright © 2017 SANKI ENGINEERING CORPORATION All Rights Reserved.